

【フラット35】対応 省エネルギー性 技術基準



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

2025年4月版

<目次>

I 断熱等性能等級4

第1 断熱等性能等級4 性能基準	
1 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率による基準	1
2 結露の発生を防止する対策	1
第2 断熱等性能等級4 仕様基準	
1 施工部位	4
2 躯体の断熱性能等	4
3 開口部の断熱性能・日射遮蔽措置	9
4 結露の発生を防止する対策	10

II 一次エネルギー消費量等級4

第1 一次エネルギー消費量等級4 性能基準	
1 一次エネルギー消費量等級4の基準(概要)	11
2 一次エネルギー消費量の算定用 web プログラム	11
第2 一次エネルギー消費量等級4 仕様基準	
1 暖房設備	12
2 冷房設備	13
3 全般換気設備	13
4 照明設備	13
5 給湯設備	13
6 躯体の断熱性能	14

III 建築物エネルギー消費性能基準

第1 建築物エネルギー消費性能基準の適合確認方法	15
第2 【フラット35】を利用する場合	16

IV 断熱等性能等級5

第1 断熱等性能等級5 性能基準	
1 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率による基準	17
2 結露の発生を防止する対策	17
第2 断熱等性能等級5 誘導仕様基準	
1 施工部位	18
2 躯体の断熱性能等	18
3 開口部の断熱性能・日射遮蔽措置	22
4 結露の発生を防止する対策	22

V 一次エネルギー消費量等級6

第1 一次エネルギー消費量等級6 性能基準	
1 一次エネルギー消費量等級6の基準(概要)	23
2 一次エネルギー消費量の算定用 web プログラム	23
第2 一次エネルギー消費量等級6 誘導仕様基準	
1 暖房設備	24
2 冷房設備	24
3 全般換気設備	25
4 照明設備	25
5 給湯設備	25
6 躯体の断熱性能	25

【参考】断熱等性能等級6・7

1 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率による基準	26
2 結露の発生を防止する対策	26

地域の区分一覧	28
---------	----

**令和7年4月1日以後に着工する住宅において、
【フラット35】の断熱構造等の基準は廃止します。**

令和7年4月1日以後に着工する全ての新築住宅に省エネ基準への適合が義務付けられることから、
【フラット35】の断熱構造等の基準は廃止します。

	令和7年3月31日までに着工した住宅	令和7年4月1日以後に着工した住宅
【フラット35】	①「断熱等性能等級4以上 かつ 一次エネルギー消費量等級4以上」 または ②「建築物エネルギー消費性能基準」※1	廃止※2

※1 結露防止措置の基準に適合する必要があります。

※2 令和7年3月31日までに設計検査を申請した住宅は着工日に関わらず断熱構造等の基準に適合していただく必要があります。

■【フラット35】及び【フラット35】Sにおける省エネルギー性の基準

		断熱等性能等級	一次エネルギー消費量等級
【フラット35】S(金利Aプラン)		5以上	6
【フラット35】S(金利Bプラン)		5以上	又は 6※2
【フラット35】	令和7年3月31日以前に着工または設計検査の申請をする住宅のみ	4※1以上	4※1以上

- ※1 断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4の基準は、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準（「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）（通称 建築物省エネ法）」第2条第1項第3号に定める基準です。）に代えることができます。（Ⅲ 建築物エネルギー消費性能基準 ⅢP.15）
- なお、建築物エネルギー消費性能基準を適用する場合、結露防止対策の基準を別途適用します。詳しくは、「Ⅲ 建築物エネルギー消費性能基準」の「第2 【フラット35】を利用する場合」（ⅢP.16）をご覧ください。
- ※2 一次エネルギー消費量等級6を誘導仕様基準で適合させる場合は断熱等性能等級5以上を満たすこととなるため、断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6となり、【フラット35】S(金利Aプラン)に適合します。詳しくは、「Ⅴ 一次エネルギー消費量等級6」の「第2 一次エネルギー消費量等級6 誘導仕様基準」（ⅤP.24）をご覧ください。

■断熱等性能等級と一次エネルギー消費量等級

断熱等性能等級

一次エネルギー消費量等級

等級7	ⅢP.26		
等級6	ⅢP.26	等級6	ⅢP.23(性能基準) ⅢP.24(誘導仕様基準)
等級5	ⅢP.17(性能基準) ⅢP.18(誘導仕様基準)	等級5	
等級4	ⅢP.1(性能基準) ⅢP.4(仕様基準)	等級4	ⅢP.11(性能基準) ⅢP.12(仕様基準)
等級3			
等級2			
等級1		等級1	

I 断熱等性能等級4

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5-1断熱等性能等級に定められている等級4の基準の概要です。この基準は、住宅を断熱材等で包み込むことにより、熱損失等の大きな削減のための対策を講じるためのものです。

第1 断熱等性能等級4 性能基準

1 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率による基準

地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であることとします。

＜表 I-1 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率＞

地域の区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率（単位 $W/(m^2 \cdot K)$ ）	0.46		0.56	0.75	0.87			－
冷房期の平均日射熱取得率	－				3.0	2.8	2.7	6.7

2 結露の発生を防止する対策【断熱等性能等級5と同じ】

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する断熱材（以下「繊維系断熱材等」という。）を使用する場合は、外気等に接する部分に防湿層を設けます。

ア グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材

イ 吹付け硬質ウレタンフォームのうち、JIS A 9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）A種3に該当するもの



用語の定義

防 湿 層：断熱層の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するもの。

断 熱 層：断熱材で構成される層。

(2) 次のア～エのいずれかにあてはまる場合は、(1)にかかわらず、防湿層の設置を省略することができます。

ア コンクリート躯体又は土塗り壁の外側に断熱層がある場合

イ 床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となっている場合

ウ 地域の区分が8地域の場合

エ 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合で、透湿抵抗比（次式の値（T））が地域の区分に応じ、次の表の値以上となる場合

$$T = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{断熱層の外気側表面より室内側に施工} \\ \text{される材料の透湿抵抗の合計値} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{断熱層の外気側表面より外気側に施工} \\ \text{される材料の透湿抵抗の合計値} \end{array} \right)}$$

＜表 I-2 透湿抵抗比＞

地域の区分	T	
	外壁	屋根又は天井
1・2・3	5 以上	6以上
4	3 以上	4以上
5・6・7	2 以上	3以上

- (3) 屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあっては、断熱層の外気側へ通気層を設けます。ただし、次のア～オのいずれかに該当する場合は、通気層の設置を省略できます。

- ア 当該部位が鉄筋コンクリート造等である等躯体の耐久性能を損なうおそれのない場合
 イ 防湿層にJIS A 6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）を用いる場合（地域の区分が3～7地域に限る。）
 ウ 防湿層が $0.082\text{m}^2\text{sPa/ng}$ 以上の透湿抵抗を有する場合（地域の区分が3～7地域に限る。）
 エ 断熱層の外気側に軽量気泡コンクリート（JIS A 5416（軽量気泡コンクリートパネル（ALCパネル））又はこれと同等以上の断熱性及び吸湿性を有する材料を用いる場合で、防湿層が $0.019\text{m}^2\text{sPa/ng}$ 以上の透湿抵抗を有する場合（地域の区分が3～7地域に限る。）
 オ (2)のウ又はエに該当する場合

- (4) 断熱層の屋外側に通気層を設け、かつ、断熱材として繊維系断熱材等を使用する場合には、断熱材と通気層の間に、防風層を設けます。



用語の定義

通気層：断熱層の外側に設ける空気層で、両端が外気に開放されたもの。

防風層：通気層を通る外気の断熱層への侵入を防止するため、防風性が高く、透湿性を有する材で構成される層。

- (5) 鉄筋コンクリート造等の住宅において、断熱材の施工法、構造熱橋部の形状、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上となる熱抵抗の断熱補強を行います。ただし、建設地の気象データを用いた計算により、構造熱橋部に結露が生じないことが確かめられた場合は、これによらないことができます。

<表 I-3 構造熱橋部の基準>

断熱材の施工法	構造熱橋部の形状	断熱補強		地域の区分			
		部位	範囲(単位 mm)・基準値(単位 $\text{m}^2\cdot\text{K/W}$)	1・2	3	4	5
内断熱	梁又は柱が室内側に突出している場合	床面	範囲	500	200	150	125
			熱抵抗の基準値	0.4	0.1	0.1	0.1
		壁面	範囲	100			
			熱抵抗の基準値	0.1			
	梁又は柱が室外側に突出している場合	床面	範囲	200	75	50	
			熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
		壁面	範囲	150	75	50	
			熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも突出していない場合	床面	範囲	200	100	75	
			熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
		壁面	範囲	200	75	75	
			熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
外断熱	梁又は柱が室内側に突出している場合	床と壁の取合い部	範囲	75			
			熱抵抗の基準値	0.1			
	梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも突出していない場合	壁と屋根の取合い部	範囲	50			
			熱抵抗の基準値	0.1			

**断熱補強の範囲**

柱、梁等が壁又は床の断熱層を貫通する場合は、壁又は床から柱、梁等の突出先端部までの長さに応じて次の取扱いとする。

900mm 未満の場合	当該柱、梁等がないものとして扱う
900mm 以上の場合	構造熱橋部として扱う

- (6) 鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合は、断熱材をコンクリート躯体に全面密着させる等、室内空気が断熱材とコンクリート躯体の間に入らないようにします。

第2 断熱等性能等級4 仕様基準

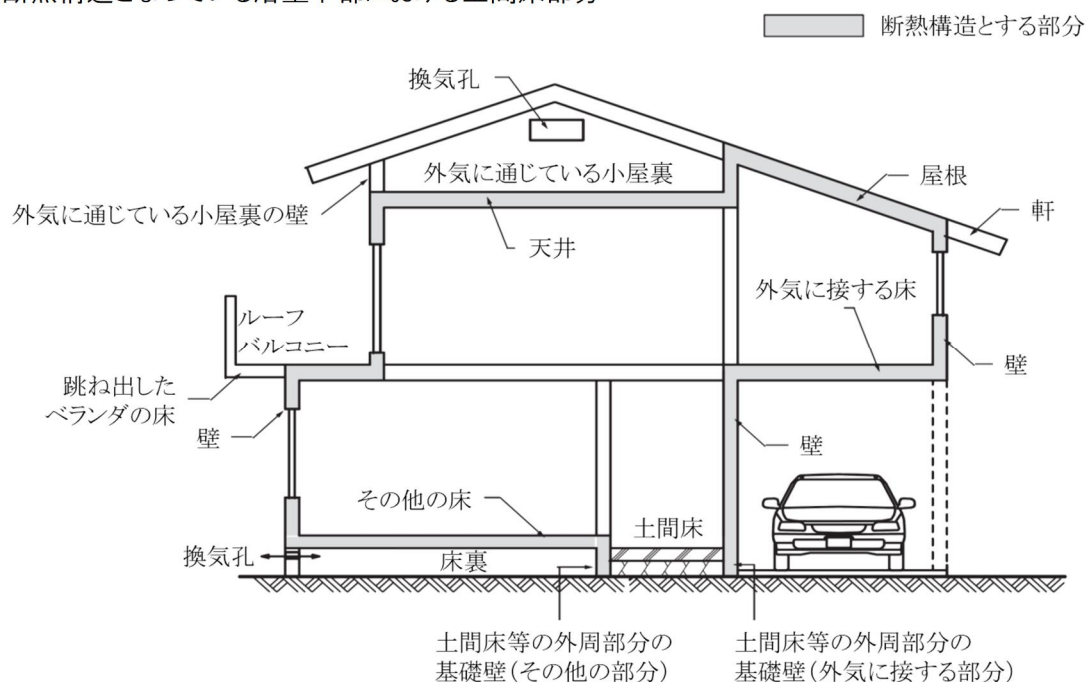
1 施工部位

(1) 断熱構造とする部分

- ア 住宅の屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合)、又は屋根の直下の天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じている場合)
- イ 外気に接する壁
- ウ 外気に接する床及びその他の床(床下換気孔等により外気と通じている床)
- エ 外気に接する土間床等の外周部分の基礎壁及びその他の土間床等の外周部分の基礎壁(床下換気孔等により外気と通じている床裏と接する土間床等の基礎壁)

(2) 断熱構造としなくてもよい部分

- ア 居住部分との境界が断熱施工されている物置、車庫等の居住部分に面しない部位
イ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏の壁で外気に接するもの
ウ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダ、その他これらに類するもの
エ 玄関土間、勝手口土間及び玄関土間又は勝手口土間に繋がる非居室の土間部分
オ 断熱構造となっている浴室下部における土間床部分



2 躯体の断熱性能等

(1) 躯体の断熱材の熱抵抗

躯体の部位ごとの断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、構造、構法又は工法、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上とします。



躯体の熱貫流率の基準

躯体の断熱性能等は、断熱材の熱抵抗ではなく躯体の熱貫流率の基準で満たすこともできます。

躯体の熱貫流率の基準は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）」をご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/07.html>

＜表 I -4 断熱材の熱抵抗値基準一覧表＞

住宅 の 種類	構造、構法 又は工法	部 位		断熱材の 施工法	断熱材の熱抵抗の基準値(単位 m ² ・K/W)				
					地域の区分				
					1・2	3	4	5・6・7	8
一戸 建て 住宅	鉄筋コンク リート造等	屋根又は天井		内断熱	8.9	5.4	5.4	5.4	0.7
				外断熱	10.9	6.1	6.1	6.1	0.6
				両面断熱	5.7	4.0	4.0	4.0	0.6
		壁		内断熱	5.4	2.7	2.7	2.7	
				外断熱又は 両面断熱	2.8	1.8	1.8	1.8	
		床	外気に接する 部分	内断熱又は 両面断熱	5.3	5.3	2.3	2.3	
				外断熱	12.3	12.3	3.2	3.2	
			その他の部分	内断熱又は 両面断熱	2.9	2.9	1.3	1.3	
				外断熱	5.9	5.9	1.8	1.8	
		土間床等の 外周部分の 基礎壁	外気に接する 部分	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	3.5	3.5	1.7	1.7	
			その他の部分		1.2	1.2	0.5	0.5	
	木造軸組構法	屋根又は 天井	屋根	充填断熱	6.6	4.6	4.6	4.6	0.96
			天井		5.7	4.0	4.0	4.0	0.78
		壁			3.3	2.2	2.2	2.2	
		床	外気に接する 部分		5.2	5.2	3.3	3.3	
			その他の部分		3.3	3.3	2.2	2.2	
		土間床等の 外周部分の 基礎壁	外気に接する 部分	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	3.5	3.5	1.7	1.7	
			その他の部分		1.2	1.2	0.5	0.5	
	木造枠組壁 工法	屋根又は 天井	屋根	充填断熱	6.6	4.6	4.6	4.6	0.96
			天井		5.7	4.0	4.0	4.0	0.89
		壁			3.6	2.3	2.3	2.3	
		床	外気に接する 部分		4.2	4.2	3.1	3.1	
			その他の部分		3.1	3.1	2.0	2.0	
		土間床等の 外周部分の 基礎壁	外気に接する 部分	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	3.5	3.5	1.7	1.7	
			その他の部分		1.2	1.2	0.5	0.5	
	木造軸組構法、 木造枠組壁 工法又は 鉄骨造	屋根又は天井		外張断熱 又は 内張断熱	5.7	4.0	4.0	4.0	0.78
		壁			2.9	1.7	1.7	1.7	
		床	外気に接する 部分		3.8	3.8	2.5	2.5	

住宅 の 種類	構造、構法 又は工法	部 位		断熱材の 施工法	断熱材の熱抵抗の基準値(単位 m ² ・K/W)					
					地域の区分					
					1・2	3	4	5・6・7	8	
一戸 建 て 住 宅	木造軸組構法、 木造枠組壁 工法又は 鉄骨造	床	その他の部分	外張断熱又は 内張断熱						
			土間床等の 外周部分の 基礎壁		外気に接する 部分	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	3.5	3.5	1.7	1.7
			その他の部分	1.2	1.2		0.5	0.5		
		一戸 建 て 住 宅 以 外	鉄筋コンク リート造等	屋根又は天井		内断熱	2.5	1.6	1.2	0.9
外断熱又は 両面断熱	2.3					1.6	1.1	0.9	0.6	
壁				内断熱	1.9	1.2	0.8	0.8		
				外断熱又は 両面断熱	1.4	1.0	0.7	0.7		
床	外気に接する 部分			内断熱又は 両面断熱	2.0	1.4	1.0	0.8		
				外断熱	3.5	2.0	1.3	1.0		
	その他の部分			内断熱又は 両面断熱	1.2	0.8	0.5	0.4		
				外断熱	2.2	1.2	0.7	0.5		
土間床等の 外周部分の 基礎壁	外気に接する 部分			内断熱、 外断熱又は 両面断熱	1.7	0.6	0.6	0.6		
	その他の部分				0.5	0.1	0.1	0.1		
木造軸組構法 又は木造枠組 壁工法	屋根又は 天井			屋根	充填断熱	2.9	2.0	1.4	1.1	1.0
				天井		2.3	1.6	1.1	0.9	0.8
	壁			2.5		1.8	1.1	1.1		
	床			外気に接する 部分		3.4	2.9	2.9	2.9	
				その他の部分		2.1	1.7	1.7	1.7	
	土間床等の 外周部分の 基礎壁			外気に接する 部分	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	1.2	0.6	0.6	0.6	
			その他の部分	0.4		0.1	0.1	0.1		
	木造軸組構法、 木造枠組壁工 法又は鉄骨造		屋根又は天井		外張断熱 又は 内張断熱	2.5	1.7	1.2	1.0	0.9
壁			2.2	1.6		1.0	1.0			
床			外気に接する 部分	3.1		2.6	2.6	2.6		
			その他の部分							
土間床等の 外周部分の 基礎壁			外気に接する 部分	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	1.2	0.6	0.6	0.6		
			その他の部分		0.4	0.1	0.1	0.1		

- ① 単位住戸において複数の構造、構法若しくは工法又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの構造、構法若しくは工法又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の基準値を適用するものとする。
- ② 鉄筋コンクリート造等において、両面断熱を採用している場合にあっては、室外側の断熱材の熱抵抗と室内側の断熱材の熱抵抗の合計値について、表に掲げる両面断熱の基準値により判定する。
- ③ 木造軸組構法又は木造枠組壁工法において、一の部位に充填断熱と外張断熱を併用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について、表に掲げる充填断熱の基準値により判定とする。
- ④ 土間床等の外周部分の基礎壁は、当該基礎壁の室外側若しくは室内側又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、

基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。

- ⑤ 表において、床の外気に接する部分のうち単位住戸の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、その他の部分とみなすことができる。



用語の定義

内 断 熱：鉄筋コンクリートその他これに類する構造体(以下、「鉄筋コンクリート等の構造体」という。)の室内側に断熱施工する方法

外 断 熱：鉄筋コンクリート等の構造体の室外側に断熱施工する方法

両 面 断 熱：鉄筋コンクリート等の構造体の室内側及び室外側の両方に断熱施工する方法

充 填 断 熱：木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、屋根にあつては屋根組材の間、天井にあつては天井面、壁にあつては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあつては床組材の間に断熱施工する方法

外 張 断 熱：木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、屋根及び天井にあつては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の室外側、壁にあつては柱、間柱及びたて枠の室外側、外気に接する床にあつては床組材の室外側に断熱施工する方法

内 張 断 熱：木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、壁において柱及び間柱の室内側に断熱施工する方法

基礎断熱工法の取扱い

基礎断熱工法（床に断熱材を施工せず、基礎壁の室外側若しくは室内側又はその両方に断熱材を施工して、床下換気孔を設けない工法）の場合は、「土間床等の外周部分の基礎壁（外気に接する部分）」の基準を適用する。

(2) 鉄骨造の壁の断熱材の熱抵抗値

表 I -4によらず鉄骨造の住宅の壁であつて、断熱材の施工法が充填断熱であるものの当該断熱材の熱抵抗は、次の表に掲げる基準値以上とします。

＜表 I -5 鉄骨造住宅(充填断熱工法)の場合の熱抵抗値基準＞

住宅の種類	外装材の熱抵抗値 (単位 $\text{m}^2 \cdot \text{K} / \text{W}$)	断熱材を 施工する 箇所の区分	一般部の断熱層 を貫通する金属 部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値(単位 $\text{m}^2 \cdot \text{K} / \text{W}$)				
				地域の区分				
				1・2	3	4	5・6・7	8
一戸建て 住宅	0.56以上	鉄骨柱、 鉄骨梁部分		1.91	0.63	0.08	0.08	
		一般部	なし	2.12	1.08	1.08	1.08	
			あり	3.57	2.22	2.22	2.22	
		金属部材	あり	0.72	0.33	0.33	0.33	
	0.15以上 0.56未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分		1.91	0.85	0.31	0.31	
		一般部	なし	2.43	1.47	1.47	1.47	
			あり	3.57	2.22	2.22	2.22	
		金属部材	あり	1.08	0.50	0.50	0.50	
	0.15未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分		1.91	1.27	0.63	0.63	
		一般部	なし	3.00	1.72	1.72	1.72	
			あり	3.57	2.22	2.22	2.22	
		金属部材	あり	1.43	0.72	0.72	0.72	
一戸建て 住宅以外	0.5以上	鉄骨柱、 鉄骨梁部分		1.2	1.2	0.4	0.4	
		一般部	なし	1.5	1.0	1.0	1.0	
			あり	2.5	2.0	1.9	1.9	
		金属部材	あり	0.7	0.3	0.3	0.3	

住宅の種類	外装材の熱抵抗値 (単位 $\text{m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$)	断熱材を 施工する 箇所の区分	一般部の断熱層 を貫通する金属 部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値(単位 $\text{m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$)				
				地域の区分				
				1・2	3	4	5・6・7	8
一戸建て 住宅以外	0.1以上 0.5未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分		1.6	1.6	0.8	0.8	
		一般部	なし	1.9	1.4	1.4	1.4	
			あり	3.0	2.4	2.3	2.3	
		金属部材	あり	1.2	0.7	0.7	0.7	
	0.1未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分		1.7	1.7	0.9	0.9	
		一般部	なし	2.0	1.5	1.5	1.5	
			あり	3.1	2.5	2.4	2.4	
		金属部材	あり	1.3	0.8	0.8	0.8	



用語の定義

外装材：鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料。

断熱層：断熱材で構成される層。

金属部材：断熱層を貫通する金属製下地部材。

(3) 構造熱橋部【断熱等性能等級5と同じ】

鉄筋コンクリート造等の住宅において、床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分※においては、内断熱又は外断熱を採用している場合にあっては、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上となる熱抵抗の断熱補強を行います。

※ 乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。

<表 I-6 構造熱橋部の基準>

断熱材の 施工法	断熱補強	地域の区分			
	範囲(単位 mm)・ 基準値(単位 $\text{m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$)	1・2	3・4	5・6・7	8
内断熱	範囲	900	600	450	
	熱抵抗の基準値	0.6	0.6	0.6	
外断熱	範囲	450	300	200	
	熱抵抗の基準値	0.6	0.6	0.6	



両面断熱の場合

両面断熱を採用している場合は、以下の基準値となる熱抵抗の断熱補強を床、間仕切壁等の両面に行う。

室内側の断熱材の熱抵抗値が室外側の断熱材の熱抵抗値以上となる場合	表 I-6に掲げる内断熱に係る基準値以上
室内側の断熱材の熱抵抗値が室外側の断熱材の熱抵抗値未満となる場合	表 I-6に掲げる外断熱に係る基準値以上

断熱補強の範囲

柱、梁等が壁又は床の断熱層を貫通する場合は、壁又は床から柱、梁等の突出先端部までの長さに応じて次の取扱いとする。

900mm 未満の場合	当該柱、梁等がないものとして扱う
900mm 以上の場合	構造熱橋部として扱う

3 開口部の断熱性能・日射遮蔽措置

(1) 開口部の断熱性能(熱貫流率の基準値)

開口部の熱貫流率が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であることとします。

＜表 I-7 開口部の熱貫流率の基準値＞

	地域の区分			
	1・2・3	4	5・6・7	8
熱貫流率の基準値(単位 W/(m ² ・K))	2.3	3.5	4.7	



開口部の断熱性能の適用範囲

窓の面積(当該窓の面積が2以上の場合においては、その合計の面積)が単位住戸の床面積の2%以下となるものは断熱性能の基準を適用しないことができる。

地域の区分別の断熱材の熱抵抗値及び開口部の熱貫流率に合致する製品の例を、断熱建材協議会ホームページからご確認いただけます。

(断熱建材協議会) https://dankenkyou.com/energy_saving.html

トップページ＞省エネ基準(仕様基準) 断熱材・窓等 製品リスト



(2) 開口部の日射遮蔽措置(日射熱取得率、付属部材等の基準)【断熱等性能等級5と同じ】

開口部の建具、付属部材及びひさし、軒等が、住宅の種類及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するものであることとします。

＜表 I-8 日射熱取得率、付属部材等の基準＞

住宅の種類	地域の区分	建具の種類若しくはその組合せ 又は付属部材、ひさし、軒等の設置に関する事項
一戸建て住宅	1・2・3・4	
	5・6・7	次のイからハのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が0.59以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.73以下であるもの ハ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
	8	次のイからハのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が0.53以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.66以下であるもの ハ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
一戸建て住宅以外	1・2・3・4 5・6・7	
	8	北±22.5度以外の方位に設置された開口部が次のイからハのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が0.52以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.65以下であるもの ハ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの

※ 「開口部の日射熱取得率」は、JIS A 2103 に定める計算方法又は JIS A 1493 に定める測定方法によるものとする。

※ 「ガラスの日射熱取得率」は、JIS R 3106 に定める測定方法によるものとする。



用語の定義

開口部: 当該開口部の面積の大部分が透明材料であるものに限る。
付属部材: 紙障子、外付けブラインドその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるもの。

外付けブラインド: 開口部の直近室外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド。

ひさし、軒等: オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から開口部下端までの高さの0.3倍以上のもの。

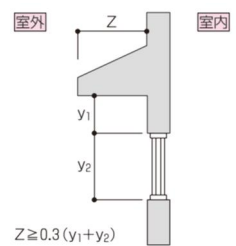


図1 ひさしによる日射の遮蔽

開口部の日射遮蔽措置の適用範囲

天窓以外の開口部で、当該開口部の面積(当該開口部が2以上の場合においては、その合計の面積)が単位住戸の床面積の4%以下となるものは日射遮蔽性能の基準を適用しないことができる。

4 結露の発生を防止する対策【断熱等性能等級5と同じ】

「第1 断熱等性能等級4 性能基準」の「2 結露の発生を防止する対策」(P.1)に同じ。

Ⅱ 一次エネルギー消費量等級4

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づく評価方法基準第5の5-2一次エネルギー消費量等級に定められている等級4の基準の概要です。この基準は、高効率な設備を設置することにより、設計一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策を講じるためのものです。

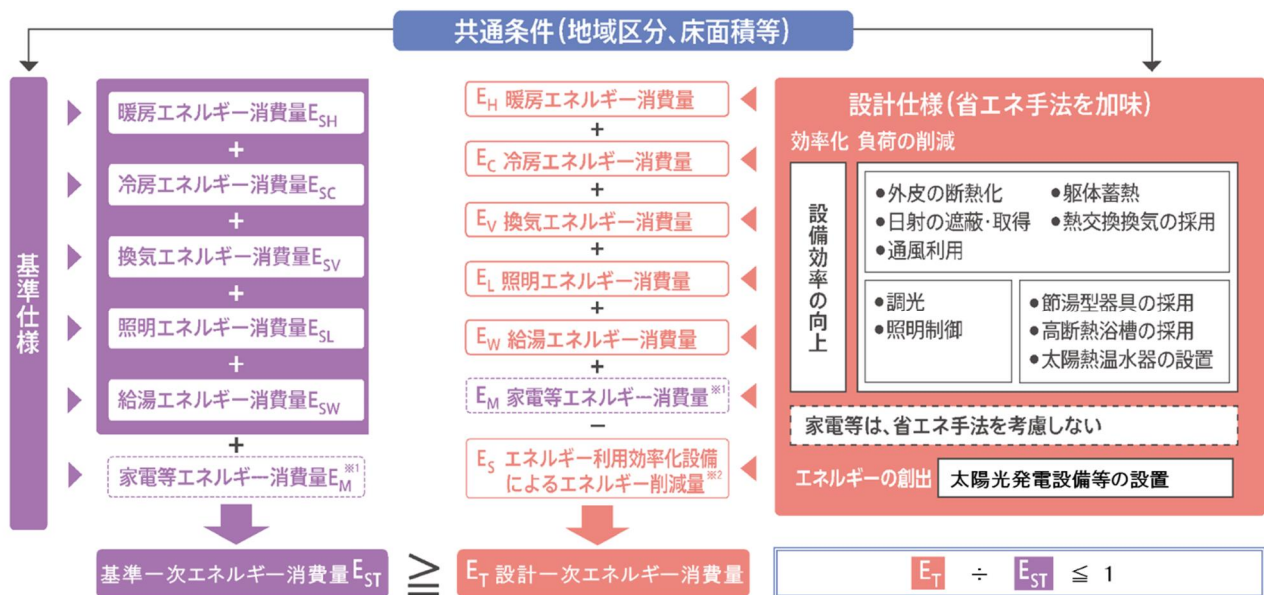
第1 一次エネルギー消費量等級4 性能基準

1 一次エネルギー消費量等級4の基準(概要)

設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこととします。

$$\boxed{\text{基準一次エネルギー消費量}} \geq \boxed{\text{設計一次エネルギー消費量}}$$

(参考:住宅の一次エネルギー消費量基準における算定のフロー)



※1 家電及び調理のエネルギー消費量。建築設備に含まれないことから、省エネルギー手法は考慮せず、床面積に応じた同一の標準値を設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の両方に使用する。

※2 太陽光発電及びコージェネレーション設備により発電されたエネルギー量が該当する。

2 一次エネルギー消費量の算定用webプログラム

上記1の計算に際しては、一次エネルギー消費量算定用webプログラムを利用することができます。当該webプログラムは、インターネット上で、設備機器の種類や性能を入力することで、自動的に一次エネルギー消費量を算定することができるプログラムです。

エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)(国立研究開発法人建築研究所)

<https://house.lowenergy.jp/>



第2 一次エネルギー消費量等級4 仕様基準

以下の1～5に該当する設備機器又はこれらと同等以上の評価となる設備機器を設置します。

1 暖房設備

単位住戸に採用する暖房設備が次の表に掲げる事項に該当するものであることとします(8地域を除く。)

＜表Ⅱ-1 暖房設備の基準＞

暖房方式	暖房設備及びその効率に関する事項	
	地域の区分	
	1・2・3・4	5・6・7
単位住戸 全体を 暖房する 方式	ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの	
居室のみ を暖房 する方式	次のイからハまでのいずれかに該当するもの イ 温水暖房用パネルラジエーターであって次の(イ)から(ハ)までのいずれかの熱源機を用い、かつ、配管に断熱被覆があるもの (イ) 石油熱源機(エコフィール含む)であって、JIS S 3031に規定する熱効率が83.0%以上であるもの (ロ) ガス熱源機(エコジョーズ含む)であって、JIS S 2112に規定する熱効率が78.9%以上であるもの (ハ) 電気ヒートポンプ熱源機(フロン系冷媒に限る。) ロ 強制対流式の密閉式石油ストーブであって、JIS S 3031に規定する熱効率が86.0%以上であるもの【FF暖房機】 ハ ルームエアコンディショナーであって、JIS B 8615-1に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの ＜算出式＞ $-0.321 \times \text{暖房能力[kW]} + 6.16$ 【エネルギー消費効率^{※1}の区分が(イ)又は(ろ)のもの】	次のイ又はロいずれかに該当するもの イ 温水暖房用パネルラジエーターであって次の(イ)から(ハ)までのいずれかの熱源機を用い、かつ、配管に断熱被覆があるもの (イ) 石油熱源機(エコフィール含む)であって、JIS S 3031に規定する熱効率が87.8%以上であるもの (ロ) ガス熱源機(エコジョーズ含む)であって、JIS S 2112に規定する熱効率が82.5%以上であるもの (ハ) 電気ヒートポンプ熱源機(フロン系冷媒に限る。) ロ ルームエアコンディショナーであって、JIS B 8615-1に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの ＜算出式＞ $-0.321 \times \text{暖房能力[kW]} + 6.16$ 【エネルギー消費効率^{※1}の区分が(イ)又は(ろ)のもの】
設置しない ^{※2}		

※1 エネルギー消費効率は、製品カタログ等からご確認ください。

※2 すべての居室に暖房設備を設置しない場合、入居後に設置する場合やまだ機器が決まっていない場合は「設置しない」を選択してください。なお、竣工現場検査時に設備が設置されている場合、その暖房設備の性能により適否判断がなされますので、ご注意ください。

2 冷房設備

単位住戸に採用する冷房設備が次の表に掲げる事項に該当するものであることとします。

＜表Ⅱ-2 冷房設備の基準＞

冷房方式	冷房設備及びその効率に関する事項
単位住戸全体を冷房する方式	ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの
居室のみを冷房する方式	ルームエアコンディショナーであって、JIS B 8615-1に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの ＜算出式＞ $-0.504 \times \text{冷房能力[kW]} + 5.88$ 【エネルギー消費効率※1の区分が(い)又は(ろ)のもの】
設置しない※2	

※1 エネルギー消費効率は、製品カタログ等からご確認ください。

※2 すべての居室に冷房設備を設置しない場合、入居後に設置する場合やまだ機器が決まっていない場合は「設置しない」を選択してください。なお、竣工現場検査時に設備が設置されている場合、その冷房設備の性能により適否判断がなされますので、ご注意ください。

3 全般換気設備

単位住戸に採用する全般換気設備が、次のイからニまでのいずれかに該当するものであることとします。

- イ 比消費電力(熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値)が $0.3 \text{ [W/m}^3 \cdot \text{h]}$ 以下の換気設備
- ロ ダクト式第一種換気設備(熱交換換気設備を採用しない。)で、ダクト内径が75mm以上で、DCモーター(直流)のもの
- ハ ダクト式第二種換気設備又はダクト式第三種換気設備で、ダクト内径が75mm以上のもの
- ニ 壁付式第二種換気設備又は壁付式第三種換気設備

4 照明設備

単位住戸に採用する照明設備について、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しないこととします。

5 給湯設備

単位住戸に採用する給湯設備(排熱利用設備を含む。)が次の表に掲げる事項に該当するものであることとします。

＜表Ⅱ-3 給湯設備の基準＞

地域の区分											
1・2・3・4	5・6・7・8										
次のイからハまでのいずれかに該当するもの	次のイからハまでのいずれかに該当するもの										
イ 石油給湯機(エコフィール含む)であって、JIS S 2075に規定するモード熱効率が81.3%以上であるもの	イ 石油給湯機(エコフィール含む)であって、JIS S 2075に規定するモード熱効率が77.8%以上であるもの										
ロ ガス給湯機(エコジョーズ含む)であって、JIS S 2075に規定するモード熱効率が83.7%以上であるもの	ロ ガス給湯機(エコジョーズ含む)であって、JIS S 2075に規定するモード熱効率が78.2%以上であるもの										
ハ 電気ヒートポンプ給湯機(二酸化炭素(CO ₂)冷媒に限る。)(エコキュート含む)であって、年間給湯保温効率※又は年間給湯効率が、地域の区分に応じ次表の基準値以上であるもの	ハ 電気ヒートポンプ給湯機(二酸化炭素(CO ₂)冷媒に限る。)(エコキュート含む)										
<table border="1"> <tr> <th>地域の区分</th><th>年間給湯保温効率又は 年間給湯効率</th></tr> <tr> <td>1</td><td>3.5</td></tr> <tr> <td>2</td><td>3.2</td></tr> <tr> <td>3</td><td>3.0</td></tr> <tr> <td>4</td><td>2.9</td></tr> </table>	地域の区分	年間給湯保温効率又は 年間給湯効率	1	3.5	2	3.2	3	3.0	4	2.9	
地域の区分	年間給湯保温効率又は 年間給湯効率										
1	3.5										
2	3.2										
3	3.0										
4	2.9										

※ JIS C 9220 に規定するふろ熱回収機能を使用しない場合

6 躯体の断熱性能

「Ⅰ 断熱等性能等級4」の「第1 断熱等性能等級4 性能基準の1」(P.1)又は「第2 断熱等性能等級4 仕様基準の1から3」(P.4)のいずれかを満たしていることとします。

※ ただし、【フラット35】の物件検査を申請する新築住宅においては、別途、結露の発生を防止する対策に関する基準に適合する必要があります。詳しくは「Ⅲ 建築物エネルギー消費性能基準」の「第2 【フラット35】を利用する場合」(P.16)をご覧ください。

Ⅲ 建築物エネルギー消費性能基準

この基準は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)(通称 建築物省エネ法)」第2条第1項第3号に定める基準です。この基準には、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備について、住宅の窓や外壁等の外皮性能及び設備機器等の一次エネルギー消費量に関する事項が定められています。

第1 建築物エネルギー消費性能基準の適合確認方法

1 外皮性能基準における判断方法

建築物エネルギー消費性能基準における外皮性能基準の判断方法には、断熱等性能等級の判断方法として用いられている標準計算法と仕様基準以外に、簡易計算法及びフロア入力法があります。

判断方法	概要	適用	
		一戸建て	一戸建て以外 ※1
標準計算法	評価対象住戸の外皮面積を用いて外皮平均熱貫流率等を算出し、基準の適否を判断	○	○
仕様基準	評価対象住戸の仕様(窓、断熱材等)により、基準の適否を判断	○	○
簡易計算法※2 (モデル住宅法)	評価対象住戸の外皮面積を用いずに外皮平均熱貫流率等を算出し、基準の適否を判断	○	—
フロア入力法※2	フロアごとの仕様により住棟単位外皮平均熱貫流率等を算出し、基準の適否を判断	—	○

※1 連続建て、重ね建て又は共同建ての住宅

※2 簡易計算法(モデル住宅法)及びフロア入力法は2024年12月に廃止されました。

2 一次エネルギー消費量に関する基準における判断方法

建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準の判断方法には、一次エネルギー消費量等級の判断方法として用いられている標準計算法と仕様基準以外に、簡易計算法及びフロア入力法があります。

判断方法	概要	適用	
		一戸建て	一戸建て以外 ※1
標準計算法	評価対象住戸の外皮面積を用いて算出した外皮平均熱貫流率等により、設計一次エネルギー消費量を計算し、基準の適否を判断	○	○
仕様基準	評価対象住戸の仕様(設備機器の種類、効率等)により、基準の適否を判断	○	○
簡易計算法※2 (モデル住宅法)	評価対象住戸の外皮面積を用いずに外皮平均熱貫流率等を算出し、設備機器等の種類を基に、基準の適否を判断	○	—
フロア入力法※2	フロアごとの仕様により住棟単位の一次エネルギー消費量を算出し、基準の適否を判断	—	○

※1 連続建て、重ね建て又は共同建ての住宅

※2 簡易計算法(モデル住宅法)及びフロア入力法は2024年12月に廃止されました。

3 各種計算ツール等の入手先

外皮計算・一次エネルギー消費量計算

webプログラム(国立研究開発法人建築研究所ホームページ)
<https://house.lowenergy.jp/>



第2 【フラット35】を利用する場合

【フラット35】を利用する場合は、以下の結露の発生を防止する対策に関する基準も満たすものとします。

- 1 次のア又はイのいずれかに該当する断熱材を使用する場合は、外気等に接する部分に防湿層を設けます。
 - ア グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材
 - イ 吹付け硬質ウレタンフォームのうち、JIS A 9526(建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム)A種3に該当するもの



用語の定義

防 湿 層：断熱層の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するもの。

断 熱 層：断熱材で構成される層。

- 2 次のア～エのいずれかにあてはまる場合は、1にかかわらず、防湿層の設置を省略することができます。
 - ア コンクリート躯体又は土塗り壁の外側に断熱層がある場合
 - イ 床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となっている場合
 - ウ 地域の区分が8地域の場合
 - エ 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合で、透湿抵抗比(次式の値(T))が地域の区分に応じて、次の表の値以上となる場合

$$T = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{断熱層の外気側表面より室内側に施工} \\ \text{される材料の透湿抵抗の合計値} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{断熱層の外気側表面より外気側に施工} \\ \text{される材料の透湿抵抗の合計値} \end{array} \right)}$$

＜表Ⅲ-1 透湿抵抗比＞

地域の区分	T	
	外壁	屋根又は天井
1・2・3	4 以上	5以上
4	2 以上	3以上
5・6・7	2 以上	2以上

IV 断熱等性能等級5

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づく評価方法基準第5の5-1断熱等性能等級に定められている等級5の基準の概要です。この基準は、住宅を断熱材等で包み込みことにより、熱損失等のより大きな削減のための対策を講じるためのものです。

第1 断熱等性能等級5 性能基準

1 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率による基準

地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

＜表IV-1 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率＞

地域の区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 (単位 $W/(m^2 \cdot K)$)	0.40		0.50	0.60				-
冷房期の平均日射熱取得率	-				3.0	2.8	2.7	6.7

2 結露の発生を防止する対策

「I 断熱等性能等級4」の「第1 断熱等性能等級4 性能基準」の「2 結露の発生を防止する対策」(☞P.1)に同じ。

第2 断熱等性能等級5 誘導仕様基準

1 施工部位

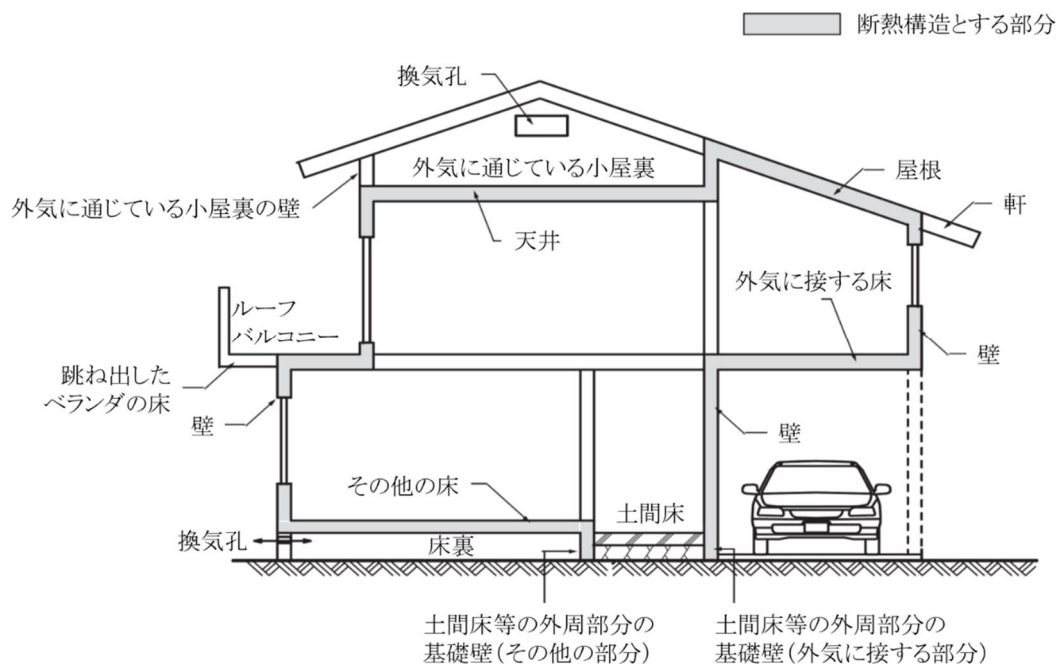
(1) 断熱構造とする部分

断熱工事の施工部位は、次によります。

- ア 住宅の屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合)、又は屋根の直下の天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じている場合)
- イ 外気に接する壁
- ウ 外気に接する床及びその他の床(床下換気孔等により外気と通じている床)
- エ 外気に接する土間床等の外周部分の基礎壁及びその他の土間床等の外周部分の基礎壁(床下換気孔等により外気と通じている床裏と接する土間床等の基礎壁)

(2) 断熱構造としなくてもよい部分

- ア 居住部分との境界が断熱施工されている物置、車庫等の居住部分に面しない部位
- イ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏の壁で外気に接するもの
- ウ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダ、その他これらに類するもの
- エ 玄関土間、勝手口土間及び玄関土間又は勝手口土間に繋がる非居室の土間部分
- オ 断熱構造となっている浴室下部における土間床部分



2 躯体の断熱性能等

(1) 躯体の断熱材の熱抵抗

躯体の部位ごとの断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、構造、構法又は工法、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上とします。



躯体の熱貫流率の基準

躯体の断熱性能等は、断熱材の熱抵抗ではなく躯体の熱貫流率の基準で満たすこともできます。

躯体の熱貫流率の基準は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)」をご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/07.html>

＜表Ⅳ-2 断熱材の熱抵抗値基準一覧表＞

住宅 の 種類	構造、構法 又は工法	部 位		断熱材の 施工法	断熱材の熱抵抗の基準値(単位 m ² ・K/W)			
					地域の区分			
					1・2	3	4・5・6・7	8
一戸 建て 住宅	鉄筋コンクリート 造等	屋根又は天井		内断熱	8.9	6.1	6.1	0.7
				外断熱	10.9	7.0	7.0	0.6
				両面断熱	5.7	4.4	4.4	0.6
		壁		内断熱	8.9	3.7	3.7	
				外断熱又は 両面断熱	3.7	2.2	2.2	
		床	外気に接する 部分	内断熱又は 両面断熱	5.3	5.3	2.3	
				外断熱	12.3	12.3	3.2	
			その他の部分	内断熱又は 両面断熱	2.9	2.9	1.3	
				外断熱	5.9	5.9	1.8	
		土間床等の 外周部分の 基礎壁	外気に接する 部分	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	3.5	3.5	1.7	
			その他の部分		1.2	1.2	0.7	
	木造軸組構法 又は木造枠組 壁工法	屋根又は 天井	屋根	充填断熱	6.9	5.7	5.7	1.0
			天井		5.7	4.4	4.4	0.8
		壁			4.0	2.7	2.7	
		床	外気に接する 部分		5.0	5.0	3.4	
			その他の部分		3.3	3.3	2.2	
		土間床等の 外周部分の 基礎壁	外気に接する 部分	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	3.5	3.5	1.7	
			その他の部分		1.2	1.2	0.7	
		木造軸組構法、 木造枠組壁工 法又は鉄骨造	屋根又は天井		外張断熱 又は 内張断熱	6.3	4.8	4.8
	壁		3.8	2.3		2.3		
	床		外気に接する 部分	4.5		4.5	3.1	
			その他の部分					
	土間床等の 外周部分の 基礎壁		外気に接する 部分	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	3.5	3.5	1.7	
			その他の部分		1.2	1.2	0.7	
一戸 建て 住宅 以外	鉄筋コンクリート 造等	屋根又は天井		内断熱	3.3	2.3	1.6	0.7
				外断熱又は 両面断熱	3.1	2.2	1.6	0.6
		壁		内断熱	2.1	1.4	1.2	
				外断熱又は 両面断熱	1.5	1.1	1.0	
		床	外気に接する 部分	内断熱又は 両面断熱	2.6	1.9	1.4	
				外断熱	5.3	3.2	2.0	

住宅 の 種類	構造、構法 又は工法	部 位		断熱材の 施工法	断熱材の熱抵抗の基準値(単位 m ² ・K/W)			
					地域の区分			
					1・2	3	4・5・6・7	8
一戸 建て 住宅 以外	鉄筋コンクリート 造等	床	その他の部分	内断熱又は 両面断熱	1.7	1.1	0.8	
				外断熱	3.5	2.0	1.2	
		土間床等の 外周部分の 基礎壁	外気に接する 部分	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	1.7	1.7	0.6	
			その他の部分		0.5	0.5	0.1	
	木造軸組構法 又は木造枠組 壁工法	屋根又は 天井	屋根	充填断熱	4.4	2.5	2.0	1.0
			天井		3.4	2.0	1.6	0.8
		壁			2.5	2.1	1.8	
		床	外気に接する 部分		3.4	3.4	2.9	
			その他の部分		2.1	2.1	1.7	
		土間床等の 外周部分の 基礎壁	外気に接する 部分	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	1.2	1.0	0.6	
			その他の部分		0.4	0.3	0.1	
	木造軸組構法、 木造枠組壁工 法又は鉄骨造	屋根又は天井		外張断熱 又は 内張断熱	3.7	2.1	1.7	0.9
		壁			2.2	1.8	1.6	
		床	外気に接する 部分		3.1	3.1	2.6	
			その他の部分					
		土間床等の 外周部分の 基礎壁	外気に接する 部分	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	1.2	1.0	0.6	
			その他の部分		0.4	0.3	0.1	

- ① 単位住戸において複数の構造、構法若しくは工法又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの構造、構法若しくは工法又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の基準値を適用するものとする。
- ② 鉄筋コンクリート造等において、両面断熱を採用している場合にあっては、室外側の断熱材の熱抵抗と室内側の断熱材の熱抵抗の合計値について、表に掲げる両面断熱の基準値により判定する。
- ③ 木造軸組構法又は木造枠組壁工法において、一部の部位に充填断熱と外張断熱を併用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について、表に掲げる充填断熱の基準値により判定とする。
- ④ 土間床等の外周部分の基礎壁は、当該基礎壁の室外側若しくは室内側又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。
- ⑤ 表において、床の外気に接する部分のうち単位住戸の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、その他の部分とみなすことができる。



用語の定義

内 断 熱：鉄筋コンクリートその他これに類する構造体（以下、「鉄筋コンクリート等の構造体」という。）の室内側に断熱施工する方法

外 断 熱：鉄筋コンクリート等の構造体の室外側に断熱施工する方法

両 面 断 熱：鉄筋コンクリート等の構造体の室内側及び室外側の両方に断熱施工する方法

充 填 断 熱：木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法

（次ページに続く）



用語の定義(続き)

外 張 断 熱: 木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の室外側、壁にあっては柱、間柱及びたて枠の室外側、外気に接する床にあっては床組材の室外側に断熱施工する方法

内 張 断 熱: 木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、壁において柱及び間柱の室内側に断熱施工する方法

基礎断熱工法の取扱い

基礎断熱工法（床に断熱材を施工せず、基礎壁の室外側若しくは室内側又はその両方に断熱材を施工して、床下換気孔を設けない工法）の場合は、「土間床等の外周部分の基礎壁（外気に接する部分）」の基準を適用する。

(2) 鉄骨造の壁の断熱材の熱抵抗値

表IV-2によらず鉄骨造の住宅の壁であって、断熱材の施工法が充填断熱であるものの当該断熱材の熱抵抗は、次の表に掲げる基準値以上とします。

＜表IV-3 鉄骨造住宅(充填断熱工法)の場合の熱抵抗値基準＞

住宅の種類	外装材の熱抵抗値 (単位 $\text{m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$)	断熱材を施工する箇所の区分	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値(単位 $\text{m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$)			
				地域区分			
				1・2	3	4・5・6・7	8
一戸建て住宅	0.5以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.2	1.2	1.2	
		一般部	なし	3.0	1.7	1.7	
			あり	3.2	2.7	2.7	
		金属部材	あり	1.4	0.9	0.9	
	0.1以上 0.5未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.6	1.6	1.6	
		一般部	なし	3.4	2.1	2.1	
			あり	3.6	3.2	3.2	
		金属部材	あり	1.8	1.4	1.4	
	0.1未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.7	1.7	1.7	
		一般部	なし	3.5	2.2	2.2	
			あり	3.7	3.3	3.3	
		金属部材	あり	1.9	1.5	1.5	
一戸建て住宅以外	0.5以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.2	1.2	1.2	
		一般部	なし	1.5	1.2	1.0	
			あり	2.5	2.1	2.0	
		金属部材	あり	0.7	0.5	0.3	
	0.1以上 0.5未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.6	1.6	1.6	
		一般部	なし	1.9	1.6	1.4	
			あり	3.0	2.5	2.4	
		金属部材	あり	1.2	0.9	0.7	
	0.1未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.7	1.7	1.7	
		一般部	なし	2.0	1.7	1.5	
			あり	3.1	2.6	2.5	
		金属部材	あり	1.3	1.0	0.8	



用語の定義

外 装 材:鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料。
断 熱 層:断熱材で構成される層。
金属部材:断熱層を貫通する金属製下地部材。

(3) 構造熱橋部

「I 断熱等性能等級4」の「第2 断熱等性能等級4 仕様基準」の「2 躯体の断熱性能等」(3) (P.8)に同じ。

3 開口部の断熱性能・日射遮蔽措置

(1) 開口部の断熱性能(熱貫流率の基準値)

開口部の熱貫流率が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であることとします。

＜表IV-4 開口部の熱貫流率の基準＞

建物の種類	熱貫流率の基準値 (単位 W/(m ² ・K))			
	地域の区分			
	1・2	3	4・5・6・7	8
一戸建て住宅	1.9	1.9	2.3	
一戸建て住宅以外	1.9	2.3	2.9	



開口部の断熱性能の適用範囲

窓の面積(当該窓の面積が2以上の場合においては、その合計の面積)が単位住戸の床面積の2%以下となるものは断熱性能の基準を適用しないことができる。

地域の区分別の断熱材の熱抵抗値及び開口部の熱貫流率に合致する製品の例を、断熱建材協議会ホームページからご確認いただけます。

(断熱建材協議会) https://dankenkyou.com/energy_saving2.html

トップページ＞誘導基準(仕様基準) 断熱材・窓等 製品リスト



(2) 開口部の日射遮蔽措置(日射熱取得率、付属部材等の基準)

「I 断熱等性能等級4」の「第2 断熱等性能等級4 仕様基準」の「3 開口部の断熱性能・日射遮蔽措置」の(2) (P.9)に同じ。

4 結露の発生を防止する対策

「I 断熱等性能等級4」の「第2 断熱等性能等級4 仕様基準」の「4 結露の発生を防止する対策」(P.10)に同じ。

V 一次エネルギー消費量等級6

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づく評価方法基準第5の5-2一次エネルギー消費量等級に定められている等級6の基準の概要です。この基準は、高効率な設備機器を設置することにより、設計一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策を講じるためのものです。

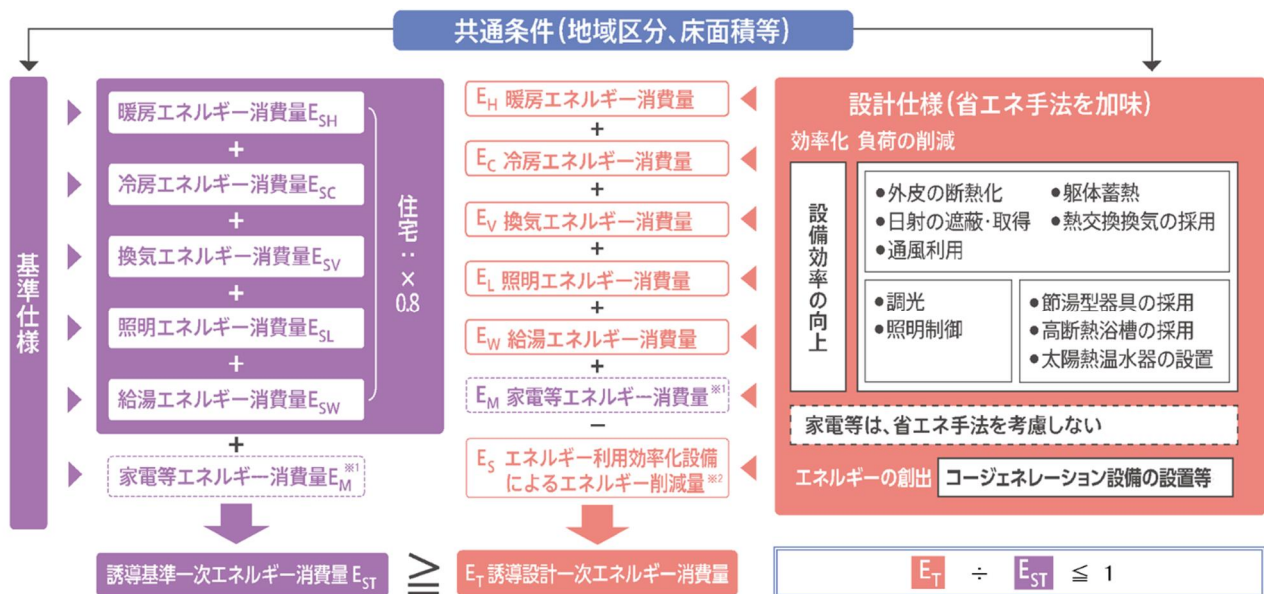
第1 一次エネルギー消費量等級6 性能基準

1 一次エネルギー消費量等級6の基準(概要)

誘導設計一次エネルギー消費量が誘導基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこととします。

$$\boxed{\text{誘導基準一次エネルギー消費量}} \geq \boxed{\text{誘導設計一次エネルギー消費量}}$$

(参考:住宅の一次エネルギー消費量基準における算定のフロー)



※1 家電及び調理のエネルギー消費量。建築設備に含まれないことから、省エネルギー手法は考慮せず、床面積に応じた同一の標準値を誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の両方に使用する。

※2 コージェネレーション設備により発電されたエネルギー量を含み、太陽光発電設備によるエネルギー量を含まない。

2 一次エネルギー消費量の算定用 web プログラム

上記1の計算に際しては、一次エネルギー消費量算定用webプログラムを利用することができます。当該webプログラムは、インターネット上で、設備機器の種類や性能を入力することで、自動的に一次エネルギー消費量を算定することができるプログラムです。

エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)(国立研究開発法人建築研究所)

<https://house.lowenergy.jp/>



第2 一次エネルギー消費量等級6 誘導仕様基準



一次エネルギー消費量等級6を誘導仕様基準で適合させる場合は断熱等性能等級5以上を満たすこととなるため、断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6となり、【フラット35】S(金利Aプラン)に適合します。

以下の1～5に該当する設備機器又はこれらと同等以上の評価となる設備機器を設置します。

1 暖房設備

単位住戸に採用する暖房設備が次の表に掲げる事項に該当するものであることとします(8地域を除く。)

＜表V-1 暖房設備の基準＞

暖房方式	暖房設備及びその効率に関する事項
単位住戸全体を暖房する方式	ダクト式セントラル空調機であって、次のイからニまでの全てに該当するもの イ ヒートポンプを熱源とするもの ロ 可変風量制御方式(VAV方式)であるもの ハ 外皮の室内側(断熱区画内)に全てのダクトを設置するもの ニ 熱交換換気設備を採用
居室のみを暖房する方式※1	次のイ又はロいずれかに該当するもの イ 温水暖房用パネルラジエーターであって次の(イ)から(ハ)までのいずれかの熱源機を用い、かつ、配管に断熱被覆があるもの (イ) 潜熱回収型の石油熱源機(エコフィール含む) (ロ) 潜熱回収型のガス熱源機(エコジョーズ含む) (ハ) 電気ヒートポンプ熱源機(フロン系冷媒に限る。) ロ ルームエアコンディショナーであって、JIS B 8615-1に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式より求められる基準値以上であるもの(1地域又は2地域の単位住戸は、熱交換換気設備を採用する場合に限る。) ＜算出式＞ $-0.352 \times \text{暖房能力[kW]} + 6.51$ 【エネルギー消費効率※2の区分が(イ)のもの】

※1 「主たる居室(例:リビング、ダイニング、キッチン)」と「その他の居室」で、それぞれ確認する必要があります。

※2 エネルギー消費効率は、製品カタログ等からご確認ください。

2 冷房設備

単位住戸に採用する冷房設備が次の表に掲げる事項に該当するものであることとします。

＜表V-2 冷房設備の基準＞

冷房方式	冷房設備及びその効率に関する事項
単位住戸全体を冷房する方式	ダクト式セントラル空調機であって、次のイからハまでの全てに該当するもの イ ヒートポンプを熱源とするもの ロ 可変風量制御方式(VAV方式)であるもの ハ 外皮の室内側(断熱区画内)に全てのダクトを設置するもの
居室のみを冷房する方式※1	ルームエアコンディショナーであって、JIS B 8615-1に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの ＜算出式＞ $-0.553 \times \text{冷房能力[kW]} + 6.34$ 【エネルギー消費効率※2の区分が(イ)のもの】

※1 「主たる居室(例:リビング、ダイニング、キッチン)」と「その他の居室」で、それぞれ確認する必要があります。

※2 エネルギー消費効率は、製品カタログ等からご確認ください。

3 全般換気設備

単位住戸に採用する全般換気設備が、次の表に掲げる事項に該当するものであることとします。

＜表 V-3 全般換気設備の基準＞

熱交換換気設備の有無	
なし	あり
次のイからニまでのいずれかに該当するもの イ 比消費電力が0.3 [W/m ³ ・h] 以下の換気設備 ロ ダクト式第一種換気設備で、ダクト内径が75mm以上、かつDCモーター（直流）のもの ハ ダクト式第二種換気設備又はダクト式第三種換気設備で、ダクト内径が75mm以上のもの ニ 壁付式第二種換気設備又は壁付式第三種換気設備	次のイ及びロの全てに該当するもの イ ダクト式第一種換気設備で、ダクト内径が75mm以上、有効換気量率が0.8以上、かつDCモーター（直流）のもの ロ 熱交換換気設備がJIS B 8628に規定する温度交換効率が70%以上のものであるもの

4 照明設備

単位住戸に採用する全ての照明設備について、LED又はこれと同等以上の性能のものを採用することとします。

5 給湯設備

単位住戸に採用する給湯設備（廃熱利用設備及び浴槽を含む。）が次の表に掲げるイ及びロの全ての事項に該当するものであることとします。

＜表 V-4 給湯設備の基準＞

給湯設備及びその効率に関する事項
イ 次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当するもの (イ) 石油給湯機（エコフィール含む）であって、JIS S 2075に規定するモード熱効率が84.9%以上であるもの（8地域を除く。） (ロ) ガス給湯機（エコジョーズ含む）であって、JIS S 2075に規定するモード熱効率が86.6%以上であるもの（8地域を除く。） (ハ) 電気ヒートポンプ給湯機（二酸化炭素（CO ₂ ）冷媒に限る。）（エコキュート含む）であって、年間給湯保温効率※又は年間給湯効率が3.3以上であるもの ロ 次の(イ)から(ハ)までの全てに該当するもの (イ) 給湯機の配管がヘッダー方式であって、ヘッダーから分岐する全ての配管の呼び径が13A以下であるもの (ロ) 浴室シャワー水栓として手元止水機構及び小流量吐水機構が設けられた節湯水栓を用いるもの (ハ) 高断熱浴槽を採用するもの

※ JIS C 9220に規定するふる熱回収機能を使用しない場合

6 躯体の断熱性能

「Ⅳ 断熱等性能等級5」の「第1 断熱等性能等級5 性能基準の1」(P.17)又は「第2 断熱等性能等級5 誘導仕様基準の1から3」(P.18)のいずれかを満たしていることとします。

※ ただし、【フラット35】の物件検査を申請する新築住宅においては、別途、結露の発生を防止する対策に関する基準に適合する必要があります。詳しくは「Ⅲ 建築物エネルギー消費性能基準」の「第2 【フラット35】を利用する場合」(P.16)をご覧ください。

【参考】断熱等性能等級6・7

1 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率による基準

地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であることとします。

<表 参考-1>

等級	外皮平均熱貫流率及び 冷房期の平均日射熱取得率	地域の区分							
		1	2	3	4	5	6	7	8
7	外皮平均熱貫流率 (単位 W/(m ² ・K))	0.20			0.23	0.26			－
	冷房期の平均日射熱取得率	－				3.0	2.8	2.7	－
6	外皮平均熱貫流率 (単位 W/(m ² ・K))	0.28			0.34	0.46			－
	冷房期の平均日射熱取得率	－				3.0	2.8	2.7	5.1

2 結露の発生を防止する対策

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する断熱材(以下「繊維系断熱材等」という。)を使用する場合は、外気等に接する部分に防湿層を設けます。

ア グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材

イ 吹付け硬質ウレタンフォームのうち、JIS A 9526(建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム)A種3に該当するもの

(2) 次のア～ウのいずれかにあてはまる場合は、(1)にかかわらず、防湿層の設置を省略することができます。

ア コンクリート躯体又は土塗り壁の外側に断熱層がある場合

イ 床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となっている場合

ウ 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合で、透湿抵抗比(次式の値(T))が地域の区分に応じ、次の表の値以上となる場合

$$T = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{断熱層の外気側表面より室内側に施工} \\ \text{される材料の透湿抵抗の合計値} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{断熱層の外気側表面より外気側に施工} \\ \text{される材料の透湿抵抗の合計値} \end{array} \right)}$$

<表 参考-2 透湿抵抗比>

地域の区分	T	
	外壁	屋根又は天井
1・2・3	5以上	6以上
4	3以上	4以上
5・6・7	2以上	3以上

エ 地域の区分が8地域の場合【等級6のみ】

(3) 屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあっては、断熱層の外気側へ通気層を設けます。ただし、次のア～ウのいずれかに該当する場合は、通気層の設置を省略できます。

ア 当該部位が鉄筋コンクリート造等である等躯体の耐久性能を損なうおそれのない場合

イ 防湿層が0.144m²sPa/ng以上の透湿抵抗を有する場合(地域の区分が4～8地域に限る。)

ウ (2)のウ又はエに該当する場合

- (4) 断熱層の屋外側に通気層を設け、かつ、断熱材として繊維系断熱材等を使用する場合には、断熱材と通気層の間に、防風層を設けます。
- (5) 鉄筋コンクリート造等の住宅において、断熱材の施工法、構造熱橋部の形状、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上となる熱抵抗の断熱補強を行います。ただし、建設地の気象データを用いた計算により、構造熱橋部に結露が生じないことが確かめられた場合は、この限りではありません。

＜表 参考-3 構造熱橋部の基準＞

断熱材の施工法	構造熱橋部の形状	断熱補強		地域の区分			
		部位	範囲(単位 mm)・基準値(単位 $\text{m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$)	1・2	3	4	5
内断熱	梁又は柱が室内側に突出している場合	床面	範囲	500	200	150	125
			熱抵抗の基準値	0.4	0.1	0.1	0.1
		壁面	範囲	100	50	50	50
			熱抵抗の基準値	0.4	0.1	0.1	0.1
	梁又は柱が室外側に突出している場合	床面	範囲	200	100	100	
			熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
		壁面	範囲	200	100	100	
			熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも突出していない場合	床面	範囲	200	100	100	
			熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
		壁面	範囲	200	100	100	
			熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
外断熱	梁又は柱が室内側に突出している場合	床と壁の取合い部	範囲	75			
			熱抵抗の基準値	0.1			
	梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも突出していない場合	壁と屋根の取合い部	範囲	50			
			熱抵抗の基準値	0.1			

**断熱補強の範囲**

柱、梁等が壁又は床の断熱層を貫通する場合は、壁又は床から柱、梁等の突出先端部までの長さに応じて次の取扱いとする。

900mm 未満の場合	当該柱、梁等がないものとして扱う
900mm 以上の場合	構造熱橋部として扱う

- (6) 鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合は、断熱材をコンクリート躯体に全面密着させる等、室内空気が断熱材とコンクリート躯体の間に入らないようにします。

地域の区分一覧

地域の区分	都道府県名	市町村
1	北海道	夕張市、土別市、名寄市、伊達市(旧大滝村に限る。)、留寿都村、喜茂別町、愛別町、上川町、美瑛町、南富良野町、占冠村、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町(旧歌登町に限る。)、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、上士幌町、中札内村、更別村、幕別町(旧忠類村に限る。)、大樹町、豊頃町、足寄町、陸別町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、別海町、中標津町
2	北海道	札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市(旧伊達市に限る。)、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町(旧八雲町に限る。)、長万部町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、上富良野町、中富良野町、和寒町、剣淵町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、枝幸町(旧枝幸町に限る。)、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、湧別町、大空町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町(旧幕別町に限る。)、池田町、本別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、標津町、羅臼町
	青森県	平川市(旧碓ヶ関村に限る。)
	岩手県	八幡平市(旧安代町に限る。)、葛巻町、岩手町、西和賀町、九戸村
	秋田県	小坂町
	福島県	檜枝岐村、南会津町(旧館岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る。)
	栃木県	日光市(旧栗山村に限る。)
	群馬県	嬬恋村、草津町、片品村
	長野県	塩尻市(旧榑川村に限る。)、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曽町(旧開田村に限る。)
3	北海道	函館市、室蘭市、松前町、福島町、知内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市(旧尾上町、旧平賀町に限る。)、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
	岩手県	盛岡市、花巻市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市(旧西根町、旧松尾村に限る。)、一関市(旧大東町、旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村に限る。)、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、住田町、岩泉町、田野畑村、菅代村、軽米町、野田村、洋野町、一戸町
	宮城県	七ヶ宿町
	秋田県	能代市(旧二ツ井町に限る。)、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、美郷町、羽後町、東成瀬村
	山形県	新庄市、長井市、尾花沢市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、飯豊町
	福島県	二本松市(旧東和町に限る。)、下郷町、只見町、南会津町(旧田島町に限る。)、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、鮫川村、平田村、小野町、川内村、葛尾村、飯館村
	栃木県	日光市(旧足尾町に限る。)
	群馬県	上野村、長野原町、高山村、川場村
	石川県	白山市(旧白峰村に限る。)
	山梨県	北杜市(旧小淵沢町に限る。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村
	長野県	上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、岡谷市、小諸市、大町市、茅野市、佐久市、小海町、佐久穂町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、平谷村、売木村、上松町、王滝村、木曽町(旧木曽福島町、旧日義村、旧三岳村に限る。)、麻績村、生坂村、朝日村、筑北村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町
	岐阜県	飛騨市、郡上市(旧高鷲村に限る。)、下呂市(旧小坂町、旧馬瀬村に限る。)、白川村
	奈良県	野迫川村
	広島県	廿日市市(旧吉和村に限る。)
4	青森県	鯉ヶ沢町、深浦町
	岩手県	宮古市、大船渡市、北上市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧川崎村に限る。)、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町
	宮城県	石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市、潟上市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
	山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市(旧八幡町、旧松山町、旧平田町に限る。)、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大蔵村、白鷹町、三川町、庄内町、遊佐町
	福島県	会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市(旧二本松市、旧安達町、旧岩代町に限る。)、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津

地域の区分一覧

地域の区分	都道府県名	市町村
4	福島県	美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町
	茨城県	城里町(旧七会村に限る。)、大子町
	栃木県	日光市(旧日光市、旧今市市、旧藤原町に限る。)、那須塩原市、塩谷町、那須町
	群馬県	高崎市(旧倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市、神流町、南牧村、中之条町、東吾妻町、昭和村、みなかみ町
	埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る。)
	東京都	檜原村、奥多摩町
	新潟県	小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村
	石川県	白山市(旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村に限る。)
	福井県	池田町
	山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る。)、富士吉田市、北杜市(旧明野村、旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町に限る。)、甲州市(旧大和村に限る。)、道志村、西桂町、富士河口湖町
	長野県	長野市、松本市、上田市(旧上田市、旧丸子町に限る。)、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市(旧塩尻市に限る。)、千曲市、東御市、安曇野市、青木村、下諏訪町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、南木曽町、大桑村、山形村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、木島平村、栄村
	岐阜県	高山市、中津川市(旧長野県木曽郡山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。)、本巣市(旧根尾村に限る。)、郡上市(旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧明宝村、旧和良村に限る。)、下呂市(旧萩原町、旧下呂町、旧金山町に限る。)、東白川村
	愛知県	豊田市(旧稻武町に限る。)、設楽町(旧津具村に限る。)、豊根村
	兵庫県	香美町(旧村岡町、旧美方町に限る。)
	奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、曽爾村、御杖村、黒滝村、天川村、川上村
	和歌山県	高野町
	鳥取県	若桜町、日南町、日野町
	島根県	飯南町、吉賀町
	岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、真庭市(旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。)、新庄村、西粟倉村、吉備中央町
	広島県	庄原市(旧総領町、旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町に限る。)、安芸太田町、世羅町、神石高原町
	愛媛県	新居浜市(旧別子山村に限る。)、久万高原町
	高知県	いの町(旧本川村に限る。)、梶原町
5	宮城県	仙台市、多賀城市、山元町
	秋田県	にかほ市
	山形県	酒田市(旧酒田市に限る。)
	福島県	福島市、郡山市、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町
	茨城県	水戸市、土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町(旧常北町、旧桂村に限る。)、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
	栃木県	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町
	群馬県	桐生市(旧新里村に限る。)、渋川市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、板倉町
	埼玉県	秩父市(旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。)、飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町
	千葉県	印西市、富里市、栄町、神崎町
	東京都	青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町
	神奈川県	山北町、愛川町、清川村
	新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
	富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町
	石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市(旧美川町、旧鶴来町に限る。)、能美市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
	福井県	大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、南越前町、若狭町
	山梨県	甲府市(旧中道町に限る。)、都留市、山梨市、大月市、韭崎町、南アルプス市、北杜市(旧武川村に限る。)、甲斐市、笛吹市(旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。)、上野原市、甲州市(旧塩山市、旧勝沼町に限る。)、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町
	長野県	飯田市、喬木村
	岐阜県	大垣市(旧上石津町に限る。)、中津川市(旧中津川市に限る。)、美濃市、瑞浪市、恵那市、郡上市(旧美並村に限る。)、土岐市、関ヶ原町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
	静岡県	御殿場市、小山町、川根本町
	愛知県	設楽町(旧設楽町に限る。)、東栄町
	三重県	津市(旧美杉村に限る。)、名張市、いなべ市(旧北勢町、旧藤原町に限る。)、伊賀市
	滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
	京都府	福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、与謝野町

地域の区分一覧

地域の区分	都道府県名	市町村
5	大阪府	豊能町、能勢町
	兵庫県	豊岡市、西脇市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、市川町、神河町、上郡町、佐用町、新温泉町(旧温泉町に限る。)
	奈良県	生駒市、宇陀市、山添村、平群町、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、下北山村、上北山村、東吉野村
	和歌山県	田辺市(旧龍神村に限る。)、かつらぎ町(旧花園村に限る。)、日高川町(旧美山村に限る。)
	鳥取県	倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町
	島根県	益田市(旧美都町、旧匹見町に限る。)、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町
	岡山県	津山市(旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。)、高梁市、新見市、備前市、真庭市(旧北房町、旧勝山町、旧落合町、旧久世町に限る。)、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町
	広島県	府中市、三次市、庄原市(旧庄原市に限る。)、東広島市、廿日市市(旧佐伯町に限る。)、安芸高田市、熊野町、北広島町
	山口県	下関市(旧豊田町に限る。)、萩市(旧むつみ村、旧福栄村に限る。)、美祢市
	徳島県	三好市、上勝町
	愛媛県	大洲市(旧肱川町、旧河辺村に限る。)、内子町(旧小田町に限る。)
	高知県	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町(旧吾北村に限る。)、仁淀川町
	福岡県	東峰村
	熊本県	八代市(旧泉村に限る。)、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町、水上村、五木村
	大分県	佐伯市(旧宇目町に限る。)、由布市(旧湯布院町に限る。)、九重町、玖珠町
	宮崎県	椎葉村、五ヶ瀬町
6	茨城県	日立市、土浦市(旧新治村を除く。)、古河市、龍ヶ崎市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、神栖市
	栃木県	足利市、佐野市
	群馬県	前橋市、高崎市(旧倉渕村を除く。)、桐生市(旧桐生市に限る。)、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町
	千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、白井市、南房総市、匝瑺市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
	東京都	東京 23 区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
	石川県	金沢市、白山市(旧松任市に限る。)、小松市、野々市市
	福井県	福井市、敦賀市、小浜市、鯖江市、越前市、越前町、美浜町、高浜町、おおい町
	山梨県	甲府市(旧甲府市に限る。)、南部町、昭和町
	岐阜県	岐阜市、大垣市(旧大垣市、旧墨俣町に限る。)、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市(旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。)、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
	静岡県	浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、島田市、掛川市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、西伊豆町、函南町、長泉町、森町
	愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市(旧稲武町を除く。)、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
	三重県	津市(旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。)、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、いなべ市(旧員弁町、旧大安町に限る。)、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町
	滋賀県	近江八幡市、草津市、守山市
	京都府	京都市、舞鶴市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町、伊根町
	大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村
	兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、淡路市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、香美町(旧村岡町、旧美方町を除く。)、新温泉町(旧浜坂町に限る。)
	奈良県	奈良市(旧都祁村を除く。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市(旧大塔村を除く。)、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町

地域の区分一覧

地域の区分	都道府県名	市町村
6	和歌山県	海南市、橋本市、有田市、田辺市(旧本宮町に限る。)、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町(旧花園村を除く。)、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、日高川町(旧川辺町、旧中津村に限る。)、上富田町、北山村
	鳥取県	鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、伯耆町
	島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市(旧益田市に限る。)、大田市、安来市、江津市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
	岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
	広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村を除く。)、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町
	山口県	宇部市、山口市、萩市(旧萩市、旧川上村、旧田万川町、旧須佐町、旧旭村に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
	徳島県	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
	香川県	全ての市町
	愛媛県	今治市、八幡浜市、西条市、大洲市(旧大洲市、旧長浜町に限る。)、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、砥部町、内子町(旧内子町、旧五十崎町に限る。)、伊方町、松野町、鬼北町
	高知県	香美市、馬路村、いの町(旧伊野町に限る。)、佐川町、越知町、日高村、津野町、四万十町、三原村、黒潮町
	福岡県	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小都市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
	佐賀県	全ての市町
	長崎県	佐世保市、松浦市、対馬市、雲仙市(旧小浜町に限る。)、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
	熊本県	八代市(旧坂本村、旧東陽村に限る。)、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町
	大分県	大分市(旧野津原町に限る。)、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市(旧挾間町、旧庄内町に限る。)、国東市、姫島村、日出町
	宮崎県	小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町
	鹿児島県	伊佐市、湧水町
7	千葉県	館山市、勝浦市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
	神奈川県	横須賀市、藤沢市、三浦市
	静岡県	静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、下田市、御前崎市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、清水町、吉田町
	愛知県	豊橋市
	三重県	熊野市、御浜町、紀宝町
	大阪府	岬町
	和歌山県	和歌山市、御坊市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町を除く。)、新宮市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町
	山口県	下関市(旧豊田町を除く。)
	徳島県	小松島市、阿南市、美波町、海陽町
	愛媛県	松山市、宇和島市、新居浜市(旧新居浜市に限る。)、松前町、愛南町
	高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、芸西村、中土佐町、大月町
	福岡県	福岡市、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町
	長崎県	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市(旧小浜町を除く。)、南島原市、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町
	熊本県	熊本市、八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、長洲町、嘉島町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町
	大分県	大分市(旧野津原町を除く。)、佐伯市(旧宇目町を除く。)
	宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町
	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町
8	東京都	小笠原村
	鹿児島県	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
	沖縄県	全ての市町村

注) この表に掲げる区域は、令和元年5月1日における行政区画によって表示されたものとする。
ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

本資料のご利用について

本書は、『【フラット35】技術基準のご案内』の別冊です。【フラット35】の物件検査を申請する場合は、各ご案内と併せてご確認ください。

ご案内はこちらからダウンロードいただけます。

【フラット35】技術基準のご案内

https://www.flat35.com/download/dl_tech.html



【フラット35】の情報満載 フラット35サイト

www.flat35.com

【フラット35】省エネ技術基準に関するお問合せ

【フラット35】省エネ基準要件化サポートダイヤル

営業時間:9時～17時
(**土**、**日**、祝日、年末年始は休業)

0120-935-477 (通話無料)

ご利用いただけない場合は、次の番号におかけください。
電話：03-5800-8163 (通話料金がかかります。)

融資制度など左記以外のお問合せ

お客さまコールセンター

営業時間:9時～17時
(祝日、年末年始を除き、**土****日**も営業)

0120-0860-35 (通話無料)

ご利用いただけない場合は、次の番号におかけください。
電話：048-615-0420 (通話料金がかかります。)